



湾岸・アラビア半島地域ニュース

UAE: 輸出入監視対象物品に関する連邦法の発布

(9月2日付現地各紙)

1. 8月31日、UAEは、軍需物資の売却、戦略的に転用可能な物資に関する規制を強化する新たな法律を発布した。新連邦法(2007年第13号)は、連邦機関に国家の安全、対外政策、天然資源、公衆衛生、治安、環境を脅かす物資の輸入・輸出・再輸出を禁止ないし規制する権限を与えている。
2. 新法は、軍事ハードウェア、化学・生体物質、軍事目的に転用可能な物資及び大量破壊兵器開発(WMD)を含む「戦略物資」の無許可での輸出及び再輸出を禁止している。
3. 「物品国家委員会」(NCC: National Commission for Commodities Subject to Import, Export and Re-export Control)が経済省代表を長とし連邦各省・機関、連邦商工会議所、民間部門代表をメンバーとして設置される。同委員会は、新法に従い、上述の物資を監視するための手続きを標準化し、同法を全国で施行すると共に、関連機関の調整及び連邦・各首長国機関への技術的アドバイスを行う。各首長国の機関は、ある物資への規制を全国規模で行うよう同委員会に勧告することも出来る。
4. 国営通信社WAMは、地理的に限定された手続きでは特定物資の禁止・規制といった望ましい結果を得られず、又、異なる規制手続きは貿易の妨げになることから、新法は、UAE全土での手続きの標準化を追及していると報じている。
5. 同法は、官報掲載の一月後に発効し、違反者は最高懲役1年と50万ディルハム(約1600万円)の罰金刑に処せされる。

参考:

9月1日付ロイター通信は、米国がイランを孤立させる努力の一環として、UAEに輸出及び再輸出の精査を求めていたと報じ、今回の立法措置が米国からの圧力であることを示唆している。